

議案第27号

鳥取県土地開発公社定款の一部変更について

次のとおり鳥取県土地開発公社定款の一部を変更することについて、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第14条第2項の規定により、本議会の議決を求める。

平成20年9月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県土地開発公社定款の一部を次のように変更する。

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下「変更部分」という。）に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分（以下「変更後部分」という。）が存在する場合には、当該変更部分を当該変更後部分に改め、変更部分に対応する変更後部分が存在しない場合には、当該変更部分を削り、変更後部分に対応する変更部分が存在しない場合には、当該変更後部分を加える。

変 更 後	変 更 前
<p>(役員の職務及び権限)</p> <p>第7条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 監事は、<u>公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号。以下「法」という。）第16条第8項</u>の職務を行う。</p> <p>(議決事項)</p> <p>第15条 次に掲げる事項は理事会の議決を経なければならない。</p> <p>一及び二 略</p> <p>三 毎事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、<u>キャッシュ・フロー計算書</u>及び事業報告書</p> <p>四～六 略</p> <p>2 略</p> <p>(業務の範囲)</p> <p>第20条 この土地開発公社は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p>	<p>(役員の職務及び権限)</p> <p>第7条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 監事は、<u>民法（明治29年法律第89号）第59条</u>の職務を行う。</p> <p>(議決事項)</p> <p>第15条 次に掲げる事項は理事会の議決を経なければならない。</p> <p>一及び二 略</p> <p>三 毎事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書</p> <p>四～六 略</p> <p>2 略</p> <p>(業務の範囲)</p> <p>第20条 この土地開発公社は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p>

一 次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。

イ 法第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地

ロ～チ 略

二及び三 略

2 略

(資産)

第22条 この土地開発公社の資産は、基本財産とする。

2及び3 略

(財務諸表)

第25条 この土地開発公社は、毎事業年度の終了後二箇月以内に、財産目録、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び事業報告書を作成し、監事の意見をつけて、これを鳥取県知事に提出しなければならない。

一 次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。

イ 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）

第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地

ロ～チ 略

二及び三 略

2 略

(資産)

第22条 この土地開発公社の資産は、基本財産及び運用財産とする。

2及び3 略

(財務諸表)

第25条 この土地開発公社は、毎事業年度の終了後二箇月以内に、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を作成し、監事の意見をつけて、これを鳥取県知事に提出しなければならない。

(余裕金の運用)

第27条 この土地開発公社は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 略
- 二 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金

(余裕金の運用)

第27条 この土地開発公社は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 略
- 二 郵便貯金又は銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金

附 則

この定款の変更は、主務大臣の認可のあった日（以下「認可日」という。）から施行する。ただし、第7条及び第20条の変更については、平成20年12月1日又は認可日のいずれか遅い日から施行する。